

第17回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和6年11月11日（月）午前9時 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1番	米廣 勝	欠	2番	野見幸雄	出	3番	松原利志	欠
		4番	米原章太郎	出	5番	山本雅之	出	6番	本田 博	出
		7番	村岡幸枝	出					出席 5人	
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
	吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出				
	井上 誠	出	楠本幸孝	欠	出席 4人					
4	欠席委員	1番 米廣 勝 委員 3番 松原利志 委員 楠本幸孝 委員								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 主事 福松勇希								
6	議事録署名委員	6番 本田 博 委員 7番 村岡幸枝 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請書について（田代） (2) 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請書について（砂原） (3) 議案第53号 農用地利用集積等促進計画案について (4) 議案第54号 令和7年農作業標準料金等を設定することについて								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (4) 時効による農地取得の通知について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和6年12月総会 12月10日（火）午後3時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他 農業委員会ブロック別特別研修会について								
11	閉会	午前11時								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 17 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 秋も深まってきまして、農地の動きもだんだんとわかってきました。河川の出水期を過ぎて災害復旧工事が本格的に始まってきましたが、関啓する農地においては、工事の関係で耕作の開始がずれてくるかもしれません。気をつけて見ていかなければなりません。 先回の会議で皆さんに利用権設定の用紙の配布をお願いしていますが、農地の異動の意見を聞いて必要があれば相談に乗っていただきたいと思います。 それでは今月もよろしく願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、5 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長をお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、6 番 本田 博 委員、7 番 村岡幸枝 委員、を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (田代)	
議長	「議案第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (田代)」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは「議案第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (田代)」を説明させていただきます。 議案書の 1 ページを開いていただきたいと思います。

	案件は、田代地内の田でございます。 本件につきましては、所有者が亡くなり相続財産管理人が財産の処分を検討していたところ、近隣農地を耕作する譲受人との協議がまとまり、売買により譲渡することになったものでございます。 【議案書の朗読し申請書の説明】 以上、議案第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（田代）の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（田代）について、ご意見、ご質問はありませんか。 【異議等無しの声】 なければ私からよろしいでしょうか。所有者が亡くなっていて、財産管理人が譲渡人であるが、財産管理人は売買された代金をどこに収めるのか。またどのようなきさつで財産管理人となったのかそこは確認していますか？
事務局	そこは確認しておりません。
議長	その点を確認しておいたほうが良いと考えますので、事務局は確認して後日報告をお願いします。その点はおいて譲受人が農地を譲り受け農地として利用することについて問題がないか皆さんの確認を取りたいと思います。 ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（田代）」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（田代）」は承認されました。
(2) 議案第 5 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（砂原）	
議長	「議案第 5 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（砂原）」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 議案書の 2 1 ページを開いていただきたいと思います。 「議案第 5 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（砂原）」について説明させていただきます。 【議案書の朗読】

	申請人（借受人）は、自宅に隣接する兄（貸渡人）の農地の一部を借り受け自家用車、来客用の駐車場用地として利用するものです。 排水につきましては、雨水は地下浸透によることとしております。 隣接する農地はなく、当該農地についても周辺が宅地に囲まれており、転用による周辺農地への影響について問題は無いと判断したところです。 なお、申請者の農地法に対する理解不足から既に転用を実施しており、農地パトロールによって転用の事実がわかり、許可権者と協議のうえ追認の申請を受け付けたものです。 以上、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請書（砂原）の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 現地確認を行っておりますので、担当地区の委員さん、報告をお願いします。
7番農業委員	本日、午前8時30分に山本事務局長さん、福松主事さん、松原委員さんなどで申請地に於いて現地確認を行いました。 転用内容につきましては駐車場で、農地の一部を利用して駐車場用地とするもので、隣接する道路の高さまで盛土を行い碎石を敷く計画になっています。 盛土は道路面と同じ高さにして道路への土砂等の流出を防ぐこととされており問題は生じないと判断しました。 隣接する農地はなく、雨水の排水につきましても説明のとおり計画されており、周辺への影響は無いものと判断したところです。 以上、現地確認の報告とします。
議長	議案第52号について、現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ご意見等無いようでしたら私からよろしいでしょうか。気になる点が何点かありますが、一つ目は転用部分の面積を手書きの図面で算出しているが、面積は概算算出でよいのか。二つ目は一部転用としての申請であるが、残った部分が有効に耕作される状況とは思えないので全部転用としてはどうか。三つ目は貸借で永年という考え方はおかしい気もする。これらについて県へ確認をしていますか。
事務局	一点目の面積の算出については、算出の根拠が示してあれば算出の方法は特に規定はないようです。三点目の永年の使用貸借ということについても過去の事例を見てもありますので問題ないと考えております。二点目については申請者からの申請が一部転用であり、必要以上の面積を転用する必要はないだろうと考えています。見解については県に確認することとします。
議長	そのほかご意見、ご質問はありませんか。 【意見無の声】

	無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第 5 2 号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 5 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書について（砂原）は承認されました。
(3) 議案第 5 3 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 5 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 5 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 3 7 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 5 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】

	無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 5 3 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 5 3 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
(5) 議案第 5 4 号 令和 7 年農作業標準料金等を設定することについて	
議長	「議案第 5 4 号 令和 7 年農作業標準料金等を設定することについて」を、議題とします。 事務局は説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 5 4 号 令和 7 年農作業標準料金等を設定することについて」を説明させていただきます。 議案書の 4 2 ページを開いていただきたいと思います。 資料を次ページから付けておりますが、料金等の改定について例年 1 1 月の委員会で協議いただいております。 近年の改定においては、令和 5 年標準料金等を油脂類の高騰に併せて機械作業の油脂類に係る部分の値上げを行い、令和 6 年標準料金等については最低賃金の上昇にあわせて一般農作業の値上げの改定を行っております。 令和 7 年標準賃金等につきましては、令和 6 年度更なる最低賃金の上昇がありましたので、機械作業の人件費に係る部分の値上げの改定を行うこととして、提案させていただくものでございます。なお、一般農作業につきましては令和 6 年の改定金額が最低賃金を上回っておりますのでそのままとします。 改定に係る資料等を添付しておりますので説明させていただきます。 【資料を説明】 以上、議案第 5 4 号 令和 7 年農作業標準料金等を設定することについての説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 それでは議案第 5 4 号について、皆さんからご意見、ご質問を伺います。 ご意見、ご質問はありませんか。
3 番委員	なぜ価格を大幅に上げるのか。お願いする方はにとっては高い。受ける方もそれほど安いとは思っていないのではないだろうか。三朝がほかの町よりたかくするひつようはないのではないか。
事務局	昨年度機械作業の人件費部分の改定をしておりますでしたし、標準料金はあくまでも参考として実際にはそれぞれの現場で料金を決めていただければと k ンが得て

	おりますので、ご理解をいただければと思います。
議長	その他、ご意見、ご質問はありませんか。 【全体を見まわして、意見がないことを確認】 それでは、議案第54号 令和7年農作業標準料金等を設定することについて、議案のとおり令和6年金額から改定を行うことについて承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、「議案第54号 令和7年農作業標準料金等を設定することについて」は令和6年金額から改定を行うこととして承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第6の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、3件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告(2)の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県が行う大瀬及び坂本地内の治山工事の施工に伴う農地の一時転用と、既に助谷地内で実施している河川災害復旧工事の期間延長について報告を受けたものでございます。 報告(3)の農地法第18条第6項の規定による通知書につきましては、1件の合意解約の届出が出ておりますが、次の耕作者が予定されております。ご確認ください。 報告(4)の時効による農地取得の通知につきましては、法務局より時効取得による所有権移転登記申請があったことの通知がありましたので現地を確認したところ、永年にわたり登記権利者の所有する農地の一部として占有されており時効取得が適当であることを確認しました。 ご確認ください 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第7のその他に入ります。 (1) 令和6年12月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 12月10日(火)午後3時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です

	(2) その他 農業委員会ブロック別特別研修会について
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前１１時】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和６年１１月１１日

議 長

(記名) _____

議事録署名委員

６番 農業委員

(記名) _____

７番 農業委員

(記名) _____